

資料番号	総務 2
------	------

令和 7 年 3 月 5 日
課 名 総務局税務課
担当者 課長 横田
内 線 2318

## 地方税法等の一部改正について

### 1 要旨・目的

令和 6 年 12 月 27 日に令和 7 年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税について、令和 7 年 2 月 4 日に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。

### 2 地方税法等の主な改正内容

税 目	内 容	備 考
個人県民税	<p><b>【物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与所得控除の最低保障額について、65 万円（現行：55 万円）に引き上げ</li> <li>○ 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大（103 万円⇒150 万円）するとともに、一定の所得（150 万円）を超えた場合でも親等が受けられる控除を追加（ただし、段階的に通減する仕組みを導入）（控除額：最高 45 万円）</li> </ul>	令和 8 年 1 月 1 日施行
法人県民税 法人事業税	<p><b>【企業版ふるさと納税の延長】</b></p> <p>国が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附をした場合に、法人県民税法人税割及び法人事業税を軽減する特例措置について、適用期限を 3 年延長</p>	令和 7 年 4 月 1 日施行 （ただし、条例改正は不要）
自動車税 環境性能割	<p><b>【先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長】</b></p> <p>歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長</p>	令和 7 年 4 月 1 日施行
たばこ税	<p><b>【加熱式たばこの課税方式の見直し】</b></p> <p>加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、紙巻きたばこと同負担水準の均衡を図る方式に見直し</p> <p>なお、激変緩和措置として、実施時期については、令和 8 年 4 月 1 日以降と令和 8 年 10 月 1 日以降の 2 段階で見直しを実施</p>	令和 8 年 4 月 1 日施行

### 3 今後のスケジュール

地方税法等の改正に伴い広島県税条例を改正する必要があるが、改正法等は県議会閉会後の令和 7 年 3 月下旬の公布が見込まれており、令和 7 年 4 月 1 日施行の内容（上記表網掛け箇所）については時間的余裕がないため、179 条専決処分により条例改正を行う。